

## 保険法のコメント

大塚 英明

情報の非対称性の典型的な場面である金融商品の販売を考察するとき、投資情報の提供者と投資家の関係は、基本的に自己責任原則をベースにして構築されている。投資家は、投資の判断材料を自ら収集し自身の判断で投資を行うべきであり、その判断による損益が自身に帰属することを受け容れなければならない。もし投資勧誘者の側が投資家の判断に関与してしまうと、投資家の損失について責任を転嫁されてしまうおそれがある。したがって、自己責任原則をベースに置くためには勧誘者の側は投資判断には一切かわらず、もっぱら投資家に投資の判断材料＝投資情報を開示することだけに専念しなければならないこととなる。これが自己責任と情報提供の基本的な相関関係である。

ところが、主として金融商品販売の場面に適用されるこのルールは、もっぱら商品の「投資性」を前提とするのに対して、保険商品は「保障性」を旨とする。投資家の場合なら、「投資」という投機的行為に自ら意図して手を出して損失を被ったのである以上、それによる損失について自己責任を負うべきとする考え方にはそれほど無理はあるまい。ところが、生活上の諸リスクに対処するための保険商品については、その選択を誤ったからといって保険契約者に「自己責任」を問うことには、かなりの違和感がある。

そこでわが国では、厳格な自己責任原則そのものを多少緩和することにした。2014年の保険業法改正で、従来から存在した保険情報についての重要事項説明義務（一般的な情報提供義務・これ自体も同改正で明文化された）

の規定に加えて、新しく「意向把握義務」と呼ばれる規定が新設された。すなわち、「保険会社…保険募集人又は保険仲立人…は、保険契約の締結、保険募集…その他の当該保険契約に加入させるための行為に関し、顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等…の提案、当該保険契約の内容の説明及び保険契約の締結等に際しての顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行わなければならない」とする規定である。ただ、この「意向把握」という情報提供者側の義務が、現実的にどの程度役立つかは、今のところ必ずしも明確ではない。「意向把握義務違反」の争訴が頻発するようにならないと、この新しい義務規定の射程距離がはっきりしないからである。その意味で、プリンシプルとしての意向把握義務が、今後どのように実際に運用されていくのかに大きな注目が集まっている。

このように見ると、台湾の保険募集規制のように、契約者のバイアスに十分に配慮し、伝統的な「情報提供義務」をより緻密に展開していくという方向と、わが国の意向把握義務新設に見られるような情報提供「プラスアルファ」の部分を積み上げていく方向とは、面白い対称をなしているように思われ、興味深い。